

農集排東中部地区マンホールポンプ場
緊急通報装置更新工事

特記仕様書

稲 敷 市

第1章 一般事項

1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、農集排東中部地区マンホールポンプ場緊急通報装置更新工事に適用される。
- (2) 本仕様書に定めていない事項については、監督員との打合せによるものとする。

2 施工場所

稲敷市佐原組新田等 稲敷市農業集落排水区域（東中部地区）

3 工事期間

本工事は、工事契約の日から10日以内に着手し、竣工期日を遵守し、一切の工事を完了しなければならない。

工事期間は、契約日の翌日から令和9年2月19日までとする。

4 法、規準、規格等の遵守

受注者は、工事の施工、機器の製作据付けにあたり次の各事項を遵守すること。

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・電気事業法
- ・電気通信事業法
- ・建設業法
- ・下水道法
- ・公害対策基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・道路交通法
- ・騒音規制法
- ・廃棄物の処理、清掃に関する法律
- ・その他関係法令、条例、規格

5 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに稲敷市建設工事執行に関する事務取扱要領に基づき、下記の書類を各1部提出すること。

- (1) 受注者は施工に先立ち、施工承認申請図として次の書類を提出すること。

- ① 工事着手届・工程表・施工計画書

- ②現場代理人等選(改)任通知書及び資格書の写し
 - ③使用材料及び使用機器の承認願
 - (2) 下請負契約がある場合は、次の書類を提出すること。
 - ①施工体制台帳
 - ②施工体系図
 - ③下請負通知
 - (3) 施工中の立会や変更内容等における場合は、次の書類を提出すること。
 - ①工事立会願
 - ②工事打合せ簿
 - (4) 受注者は工事完了に際して、完成図書として次のものを提出すること。
 - ①工事完成通知書
 - ②記録写真（着手前・施工中・新旧機器交換部品・完成）
 - ③完成図書
- 上記のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6 検査

現地において試験運転を行い、緊急通報装置が正常に稼働していることを確認するものとする。

7 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は受注者にあるものとする。

8 保証期間

- (1) 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。
- (2) 保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合には、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 緊急通報装置回線改修工事

1 概要

本工事は、農業集落排水東中部処理区で使用している緊急通報装置を、メールで受信可能な緊急通報装置へ更新（交換）するものである。

2 工事範囲

- (1) 緊急通報装置回線の交換
- (2) 上記交換に伴う試運転調整及び諸工事

3 機器仕様

交換部品の選定にあたっては、既設通報装置から下記のLTE回線（4G）に対応可能な同等品以上の製品とし、更新工事にあたって事前に市監督員と協議の上、承諾を受けるものとする。

【対象機器更新】 マンホールポンプ場緊急通報装置 22台

○形 式：(株)ハネロン DMA-T2X 相当品

○仕 様：LTE（4G）

※避雷器含む

4 その他

- (1) 施工にあたっては、機器の取外し及び据付に支障が無い範囲で清掃を行ったうえで実施するものとする。
- (2) 工事を行うにあたり、既設装置の機能、構造を熟知し、その他装置に損傷を与えないように十分注意するとともに、更新後も遜色ない性能を発揮できるものとする。